

---

**デジタル時代における  
放送の将来像と制度の在り方  
に関する取りまとめ  
骨子(案)**

---

**デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会**

**令和4年6月10日**

# 目次(案)

はじめに

## 第1章 放送を取り巻く環境の変化

1. ブロードバンドの普及
2. インターネット動画配信サービスの伸長と視聴デバイスの多様化
3. 視聴スタイルの変化と「テレビ離れ」
4. 広告市場の動向
5. 人口減少の加速化
6. 第1章小括

## 第2章 デジタル時代における放送の意義・役割

1. 放送が果たしてきた役割
2. 放送が果たしていくべき役割
3. 第2章小括

## 第3章 放送ネットワークインフラの将来像

1. 「共同利用型モデル」の検討
  - (1) 全体
  - (2) 地上基幹放送局
  - (3) マスター設備
2. 小規模中継局等のブロードバンド等による代替
3. 第3章小括

## 第4章 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

1. 現状
2. 課題
3. 今後の方向性
4. 第4章小括

## 第5章 デジタル時代における放送制度の在り方

1. マスメディア集中排除原則の見直し
2. 複数の放送対象地域における放送番組の同一化
3. 「共同利用型モデル」に対応した柔軟な参入制度
4. 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に伴う制度整備
5. NHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付け
6. 第5章小括

おわりに

別添

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム取りまとめ

参考資料

参考1 開催要綱

参考2 開催状況

参考3 規制改革実施計画

参考4 情報通信行政に対する若手からの提言

参考5 ヒアリング資料

等

## はじめに

- ・開催の背景・目的
- ・検討事項 等

# 第1章 放送を取り巻く環境の変化

デジタル時代における放送について検討するため、まず放送を取り巻く環境が具体的にどのように変化しているかについてレビュー。

## 1. ブロードバンドの普及

- ・ブロードバンドの整備状況
- ・デジタル田園都市国家インフラ整備計画

## 2. インターネット動画配信サービスの伸長と視聴デバイスの多様化

- ・インターネット動画配信サービスの状況
- ・テレビのインターネット接続率
- ・チューナーレスデバイスの登場

## 3. 視聴スタイルの変化と「テレビ離れ」

- ・メディア接触時間の変化
- ・テレビ視聴時間の減少
- ・テレビ普及率の減少
- ・若者の「カジュアル視聴」

## 4. 広告市場の動向

- ・媒体別広告費の推移

## 5. 人口減少の加速化

- ・我が国人口の将来推計
- ・無居住地域の増加

## 6. 第1章小括

- ・インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がっているほか、放送における広告費の低下や人口減少の加速化により構造的な変化が迫られている現状。
- ・こうした傾向は今後も続くことが予想される中、放送がその社会的役割に対する視聴者の期待に引き続き応えていくためには、既存の枠組に囚われない変革が求められる。

## 第2章 デジタル時代における放送の意義・役割

放送がこれまで果たしてきた役割のほか、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がるデジタル時代において放送が今後果たしていくべき役割について考察。

### 1. 放送が果たしてきた役割

- ・ 災害情報、教育情報、伝統文化、報道、ドキュメンタリー等の様々な情報の伝達
- ・ 各地域に張り巡らされた取材網を活かしつつ、長年培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信
- ・ 社会の基本情報の共有という社会基盤としての役割
- ・ 公衆の包摂・形成であり、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に「公衆」を形成するという社会インフラとしての役割

### 2. 放送が果たしていくべき役割

- ・ インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題も顕在化。
- ・ 取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信という放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増加。

### 3. 第2章小括

- ・ インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる一方でインターネット空間にはフェイクニュース等の問題が顕在化する中、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信という放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増加。
- ・ 情報空間の広がりや競争環境の変化等を踏まえ、放送ネットワークインフラの効率化やインターネットによる配信を含めた多様な伝送手段の確保、放送制度における規制の合理化等、柔軟に検討していくべき。なお、この検討は、放送を今後も持続可能なサービスとして長く維持・発展させていくために行うものであって、放送が長らく培ってきた地域文化や地域との絆、地域メディアとしての役割等を毀損するものではないという点に留意すべき。
- ・ 目指すべき「放送の将来像」は、『デジタル技術を最大限活用しつつ、「守りの戦略」として放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減するとともに、「攻めの戦略」としてインターネットによる配信を含めた多様な伝送手段を確保し、これらによって、良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届け、そ

の社会的役割を今後も持続的に維持・発展させていくこと』。この将来像の実現時期は、第3章で述べる放送ネットワークインフラの更新時期を踏まえ、2030年頃が想定される。

- ・放送制度については、こうした「放送の将来像」に対応できるものとして、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべき。その際、人口減少社会を前提とすると、経済成長の果実には自ずと限りがあるため、全ての足並みを揃えることよりも、積極的に創意工夫を行う者を後押しするという視点がより重要。

## 第3章 放送ネットワークインフラの将来像

人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を取り巻く環境が急速に変化する中においては、「守りの戦略」として、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要。

コスト負担を軽減するための具体的方策として、「共同利用型モデル」及び小規模中継局等のブロードバンド等による代替について提言。

### 1. 「共同利用型モデル」の検討

#### (1) 全体

##### ①現状

- ・現行制度の概要

##### ②課題

- ・放送を取り巻く環境が急速に変化する中、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが課題。

##### ③今後の方向性

- ・特定の事業者等が複数の地上基幹放送事業者の放送ネットワークインフラの保有・運用・維持管理を行う「共同利用型モデル」は経営の選択肢となり得る。

#### (2) 地上基幹放送局

##### ①現状と課題

- ・現状を前提に更なる効率化を図っていくことには限界があり、また、維持管理等に必要な社内外の人材の確保が困難となっていく中、将来的には費用増となるリスクも考えられる。

##### ②今後の方向性

- ・更なる効率化を図る観点から、中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者（基幹放送局提供事業者）の設立も経営の選択肢となり得る。その際、NHK及び民間放送事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前提とすべき。

#### (3) マスター設備

##### ①現状と課題

- ・10～15年毎に設備更新が必要であり、広告収入が減少する中、更新投資は各地上基幹放送事業者にとって大きな負担。

##### ②今後の方向性

- ・2028年～2030年頃に想定される設備更新を見据え、効率化を図る観点から、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は経営の選択肢となり得る。

## 2. 小規模中継局等のブロードバンド等による代替

「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」取りまとめ

## 3. 第3章小括

- ・人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を取り巻く環境が急速に変化する中においては、放送事業者の中長期的な経営戦略のうち「守りの戦略」として、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要。
- ・コスト負担を軽減するための具体的方策として、地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の中継局やマスター設備の「共同利用型モデル」及び小規模中継局等のブロードバンド等による代替について提言。
- ・今後、この将来像の実現に向け、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべき。

## 第4章 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信という放送の価値をインターネット空間にも浸透させていくことがこれまで以上に重要。

放送コンテンツのインターネット配信について、その現状についてレビューを行った上で、今後の方向性について提言。

### 1. 現状

- ・民間放送事業者によるインターネット配信の取組
- ・「NHKプラス」の取組
- ・NHKインターネット配信社会実証
- ・Yahoo! JAPANのテレビ各局との取組
- ・著作権法改正（放送コンテンツの同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する措置）

### 2. 課題

- ・フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュース等の社会問題の顕在化。
- ・情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信という放送コンテンツの価値は、インターネット空間にも浸透させていくことが課題。
- ・我が国の放送は、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送による料金収入を経営の基盤とする民間放送事業者の二元体制の下、それぞれの特性を活かすことで、全体として視聴者への適切な情報発信が確保されている。このため、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中においても、この二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要。

### 3. 今後の方向性

- ・情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信という放送コンテンツの価値をインターネット空間にも浸透させていくべき。
- ・信頼を寄せることができる放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等サービスを後押しする方策（特に、「誰もが目を通すメディア」（プラットフォーム）に放送コンテンツが提供されることが重要であり、公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組）について今後検討。
- ・NHKのインターネット配信については、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中においても、この二元体制を情報空間全体で維持していくこ

とが重要という認識の下、第一期社会実証において、インターネット空間におけるNHKの役割・意義について、インフォメーション・ヘルスの確保等の観点から一定の評価が確認できたところ、今後行われる第二期以降の社会実証の結果も注視しつつ、そのインターネット配信の在り方について引き続き検討。

#### 4. 第4章小括

- ・放送事業者のインターネット配信については、各放送事業者の経営判断により行われるものであるが、自らの意思により、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等サービスについて、その取組を後押しする方策を今後具体的に検討していくべき。
- ・特に、「誰もが目を通すメディア」（プラットフォーム）に公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組について、インターネット配信が各放送事業者の経営判断によるものであることに留意しつつ、今後具体的に検討していくべき。
- ・NHKのインターネット配信については、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中においても、この二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要であるとの認識の下、今後行われる第二期以降の社会実証の結果も注視しつつ、その在り方について引き続き検討していくべき。

## 第5章 デジタル時代における放送制度の在り方

デジタル時代において、放送が引き続きその社会的役割に対する視聴者の期待に対応していくためには、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者が中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備することが重要。

第2章から第4章までに示した方向性を踏まえ、放送制度において必要となる措置について提言。

### 1. マスメディア集中排除原則の見直し

#### (1) 現状

- ・制度の趣旨
- ・制度の概要

#### (2) 課題

- ・インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、その政策目的と政策手段の関係が必ずしも適合的とは言えなくなっている部分があるのではないか。

#### (3) 今後の方向性

- ・インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべき。

##### ①地上基幹放送関係

- ・認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃
- ・地上基幹放送の異なる放送対象地域（認定放送持株会社制度によらない場合）に係る規制の特例の創設

##### ②衛星基幹放送関係

- ・認定放送持株会社制度の特例として認められている衛星基幹放送（BS放送）のトランスポンダ数の保有上限規制（0.5トランスポンダ）自体は、現時点においてはBS放送に割り当てられる総トランスポンダ数に変更がないことに鑑みると、現状維持。
- ・ただし、例えば、認定放送持株会社が衛星基幹放送（BS放送）を追加的に1チャンネル保有することで一時的に上限（0.5トランスポンダ）を超える場合であっても、関係するチャンネルに高効率な圧縮方式を新たに導入して周波数を有効に利用することにより、一定期間経過後に上限内に収めることができる計画を有することが確認できれば、当該期間内においてそれを容認する特例措置をとるべき。

## 2. 複数の放送対象地域における放送番組の同一化

### (1) 現状

- ・制度の概要

### (2) 課題

- ・インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、県域を基本とする現在の放送対象地域は、必ずしも放送の地域性の確保につながらない部分があるのではないかと。

### (3) 今後の方向性

- ・地域社会の実態等を踏まえつつ、経営の選択肢を増やす観点から、同一の放送番組の放送対象となる地域について柔軟化を図るべき。
- ・放送対象地域自体は現行から変更せず、希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべき。
- ・複数の放送対象地域における放送番組の同一化を行う放送事業者に対して、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて措置すべき。

## 3. 「共同利用型モデル」に対応した柔軟な参入制度

- ・1の放送系を構成する地上基幹放送局が複数のハード事業者（基幹放送局提供事業者）に分かれて保有・運用された場合に必要な措置（例えば、放送の業務が全体として円滑に実施されるよう設備の責任分界点に係る措置等）。
- ・マスター設備の集約化・クラウド化に当たっての要求条件の検討・整理、制度的手当ての必要性を検討し、措置。

## 4. 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に伴う制度整備

- ・NHKのあまねく受信義務規定（放送法第20条第5項）及びあまねく受信努力義務規定（同法第92条）の手当て
- ・NHKの受信契約規定（同法第64条）の手当て

## 5. NHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付け

- ・NHKにおけるインターネット配信について、どのような在り方が望ましいかについて、社会実証の結果も踏まえつつ、今後具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討。

## 6. 第5章小括

- ・放送が引き続きその社会的役割に対する視聴者の期待に応えていくためには、放送事業者が中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備することが重要であるとの認識の下、放送制度において講じるべき措置を提示。
- ・総務省は、関係者の意見も聞きながら、具体的な検討を進め、可能な限り速やかに措置すべき。

## おわりに

### ○結語

### ○今後の検討課題

- ・「共同利用型モデル」の実現に向けた関係者間での具体的な検討・協議
- ・小規模中継局等のブロードバンド等による代替
- ・放送コンテンツのインターネット配信の在り方（放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等サービスを後押しする方策（特に、「誰もが目を通すメディア」（プラットフォーム）において公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組）、NHKのインターネット配信の在り方）